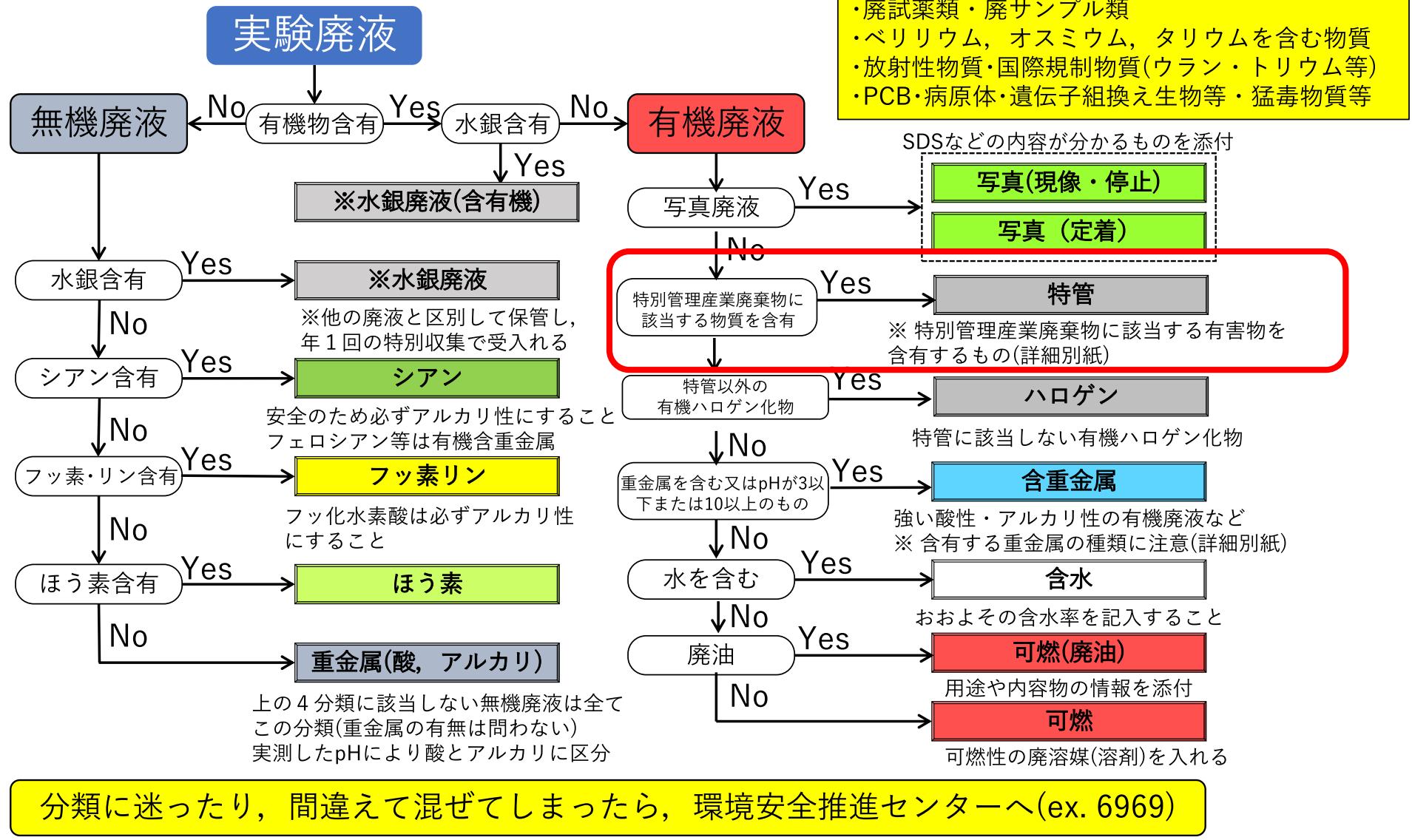


廃液分類フローチャート(2023年度改訂版)



廃液分類に関する注意点(2023年9月現在)

実験廃液の処理業者が変更したことに伴い、廃液の分類に関する注意点を一部変更します。（今後さらに変更がある場合には再度ご連絡します。）

- ・別紙の物質A（特別管理産業廃棄物に該当する物質）を含む廃液を、新たに「特管」として区分します。（濃度の基準が厳しいため、洗浄液もこの区分の容器に入れてください。）
 - ・「特管」、「ハロゲン」、「含重金属」で、別紙の物質Bを含むものについては、必ず含有量を明記してください。
 - ・クロロホルムやジメチルスルホキシドなどは従来通り「ハロゲン」へ入れてください。その他の区分についても、従来通りです。
- ※ 「特管」は容器ごと焼却処理されますので、容器は返却されません。

特別管理産業廃棄物に該当する物質（物質A）

トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
ジクロロメタン	四塩化炭素
1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン
シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	1,2-ジクロロプロペン
ベンゼン	1,4-ジオキサン

含有する場合に量を明記する物質（物質B）

カドミウムまたはその化合物	鉛またはその化合物
六価クロム化合物	ひ素またはその化合物
シアンまたはその化合物	セレンまたはその化合物